

**熊本県告示第1225号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。  
平成16年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成16年12月14日	阿蘇郡阿蘇町	2戸2頭	乳用牛

**熊本県告示第1226号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成16年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無114の66、170の9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所存する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成16年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。  
平成16年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本 渡 牛 深 線	天草郡河浦町大字宮野河内字坂ノ角 203番6地先から 同 所 字尾崎 1158番3地先まで	前	12.0 ～ 27.2	760.0	緊道整
			後	10.5 ～ 20.0		

- 2 区域変更する期日 平成16年12月24日

**熊本県告示第1228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成16年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。  
平成16年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	皆越 免田線	球磨郡あさぎり町上南 2375番2地先から	前	14.0 ～ 30.0	110.0	単道改
		球磨郡あさぎり町上南 3535番地先まで	後	14.0 ～ 42.0		

2 区域変更する期日 平成16年12月24日

**熊本県告示第1229号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の共用を開始する。

その関係図面は、平成16年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草郡河浦町大字宮野河内字坂ノ角 203番6地先から 同所 字尾崎 1158番3地先まで	760.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年12月24日

**熊本県告示第1230号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の共用を開始する。

その関係図面は、平成16年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木河内港線	熊本市河内町大字河内字へゴ 90番4地先から 同所 同字 90番2地先まで	42.5	単橋改
"	小島新町線	熊本市池上町字岸下 862番2地先から 熊本市池上町字中園 738番2地先まで	56.0	仮設道置

2 供用開始する期日 平成17年1月6日

**公 告**

**熊本県公告第946号**

平成17年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント及び現場技術業務に係る有資格者を有する者を把握するため、別表1又は別表2に定める技術者に該当

する者を有し、治山又は林道事業に係る測量等の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 対象者

- (1) 平成17年度に県が行う治山・林道事業における測量等の資格を有しない者
- (2) 平成17年度に県が行う治山・林道事業における測量等の資格を有する者のうち資格を有する以外の事業又は業務について指名を希望する者

2 提出書類及び部数

- (1) 平成17年度「治山」「林道」事業関係業務の委託に係る有資格者調査表 1部
- (2) 技術者経歴書 1部
- (3) 技術者資格区分に必要な登録等を証する書面の写し 1部

3 提出期限

平成17年1月31日（郵送の場合は、平成17年1月31日消印有効）

4 提出方法

持参又は郵送（簡易書留によること。）

5 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階林務水産部林政課技術管理検査班
- (2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県林務水産部林政課技術管理検査班

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県林務水産部林政課技術管理検査班  
（電話 096 - 383 - 1111 内線 5596）

## 別表1 技術者資格区分（治山事業関係）

## (1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上あるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上あるもの

## (2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の職務に従事</p>

	<p>した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p>
--	---

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者で、治山に関する実務経験（治山工事における現場代理人の経験を含む。）が4年以上あるもの</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、治山部門に関する4年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有するもので、治山部門に関する実務経験が4年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有するもので、治山に関する実務経験が4年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有するもので、治山部門に関する実務経験が4年以上あるもの</p>

## 別表2 技術者資格区分（林道事業関係）

## (1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

## (2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が1</p>

	8年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者 (4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者
--	---

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者 3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当するもの (1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、土木部門に関する4年以上の実務経験を有する者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有するもの (3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有するもの (4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有するもの

**登 載 依 頼**

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成16年12月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

**熊本県教育委員会規則第14号**

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則（昭和36年熊本県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2熊本県宇城教育事務所の項位置の欄中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に改め、同表同項管轄区域の欄中「宇土郡」を「宇城市」に改め、同表熊本県阿蘇教育事務所の項位置の欄中「阿蘇郡一の宮町」を「阿蘇市」に改め、同表同項管轄区域の欄中「阿蘇郡」